

## 第 23 回 静岡市社会福祉大会 推薦に係る注意事項

### 1 全表彰推薦共通事項

#### 1) 記載の日付（年月日）について

- 推薦書はすべて西暦表記でご記入ください。

#### 2) 基準日・算定方法・在職期間等の考え方

- 基準日は 2025 年 4 月 1 日時点とします。
- 在職期間の算定において、1 か月未満は切り捨てて計算をお願いします。
- 在職期間に中断がある場合は、その在職期間を通算するものとし、この場合における通算は、表彰規程に定める表彰資格の役職の範囲とします。

#### 3) 除外要件

##### 【静岡市社会福祉大会名誉会長表彰（民生委員児童委員・保護司）について】

- 民生委員・児童委員、保護司等として、厚生労働大臣、法務大臣又は静岡県知事（県表彰条例に基づくもの）の表彰を受けた者。
- 静岡市（旧静岡市・旧清水市含む）表彰条例による社会福祉功労者として、市長表彰を受けた者。

##### 【静岡市社会福祉大会会長表彰について】

- 社会福祉功労で、叙勲又は褒章を受けた者。
- 厚生労働大臣、法務大臣又は静岡県知事（県表彰条例に基づくもの）並びに静岡県社会福祉大会会長の表彰を受けた者。
- 静岡市（旧静岡市・旧清水市含む）において市長表彰を受けた者。
- 静岡市（旧静岡市・旧清水市含む）社会福祉大会において本会会長表彰を受けた者。
- 全国社会福祉協議会会長又は静岡県社会福祉協議会会長表彰を受けた者。
- 刑罰（道路交通法に基づく罰金刑を含む）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなってから 10 年（道路交通法に基づく罰金刑の場合は 5 年）を経っていない者。
- 民生委員児童委員と保護司の両方に就任している場合で、既にいずれかの職において、規程による表彰を受賞した者

### 2 社会福祉施設役員及び従事者の推薦について

- 社会福祉施設役員及び従事者の推薦は、施設長名でご推薦ください。

### 3 社会福祉事業団体役員及び従事者の推薦について

- 社会福祉事業団体役員及び従事者の推薦は、当該団体の代表者名、各地区社会福祉協議会長名、各区地域福祉推進センター長名、いずれかでご推薦ください。
- NPO 法人の役員・従事者を推薦する場合は、当該法人の主たる目的・活動が、福祉事業を行っている法人のみとします。

(例) 老人福祉、障がい者支援、児童福祉、母子・父子福祉、生活困窮支援など

### 4 優良社会福祉施設の推薦について

- 優良社会福祉施設の推薦は、社会福祉施設を統括する機関の代表者名でご推薦ください。
- 事業成績が優良であって、他の範となる業績を具体的にご記載ください。

### 5 優良社会福祉団体の推薦について

- 優良社会福祉施設の推薦は、社会福祉団体を統括する機関の代表者名、または各区地域福祉推進センター長名でご推薦ください。
- 事業成績が優良であって、他の範となる業績を具体的にご記載ください。
- NPO 法人の役員・従事者を推薦する場合は、当該法人の主たる目的・活動が、福祉事業を行っている法人のみとします。

(例) 老人福祉、障がい者支援、児童福祉、母子・父子福祉、生活困窮支援など

### 6 社会福祉事業協力者の推薦について

- 社会福祉事業協力者の推薦は、社会福祉団体を統括する機関の代表者名、各地区社会福祉協議会長名、各区地域福祉推進センター長名、いずれかでご推薦ください。
- 10年以上継続して活動されている実績を具体的にご記載ください。

### 7 その他

- 推薦対象に該当するか否か判断がつかない場合は、次に記載のお問い合わせ先まで事前にご相談ください。

お問い合わせ先

静岡市社会福祉協議会 総務課

〒420-0854 静岡市葵区城内町 1-1

TEL.054-254-5213 / FAX.054-252-2420

担当：青島・雨宮・杉山